

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則（平成17年亀山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表施設の欄中「視聴覚室」及び「生きがい工作室 トレーニング室」を削り、同表温泉スタンドの項を削る。

第4条中「、視聴覚室」及び「、生きがい工作室」を削る。

第13条第1項の表中「、教養娯楽室及び視聴覚室」を「及び教養娯楽室」に改め、「及び温泉スタンドの使用料」を削り、同条第3項中「浴場又は温泉スタンド」を「浴場」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は温泉スタンドの使用料」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「視聴覚室」を削り、「生きがい工作室」を「ふれあい広場 ふれあいリビング」に、「ふれあい広場 ふれあいリビング ふれあいガーデン」を「ふれあいガーデン」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。